

告 示

埼玉県告示第五百九十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和三年四月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一八―四―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県所沢市大字中富字月野原九百一番地二 他十五筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千二百五十四立方メートル